

2021年10月18日

各 位

会 社 名 株式会社パン・パシフィック・
 インターナショナルホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 吉田直樹
 コ ー ド 番 号 7532 東京証券取引所市場第一部
 本 社 所 在 地 東京都目黒区青葉台 2-19-10
 情 報 開 示 責 擔 者 取締役兼執行役員 CFO 清水敬太
 電 話 番 号 03-5725-7588 (直通)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2021年10月18日、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することについて、取締役会決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、取締役の中長期的な業績や企業価値の向上に対する貢献意欲及び士気を一層高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の名称

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
 第6回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の数

250 個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 25,000 株（各新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権 1 個につき普通株式 100 株とし、以下「付与株式数」という。）

ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式分割（普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整する。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

(4) 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、新株予約権の割当てを受ける者（以下「新株予約権者」という。）に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、新株予約権者は、当社に対するこの報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は金1円とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2021年11月2日から2051年11月1日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、上記(6)の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができる。この場合は、上記①にかかわらず、上記(6)の期間内において、相続開始日の翌日から1年を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の割当日

2021年11月2日

(11) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2021年11月2日

(12) 新株予約権の行使に際しての払込取扱金融機関及び取扱場所

株式会社みずほ銀行 新橋支店

(13) 募集新株予約権の割当て及び申込み

本件募集事項の決定のほか、別途、当社から割当対象者に対して、割当対象者より会社法第242条第2項の規定による募集新株予約権の引受けの申込みがなされることを条件として募集新株予約権を割当てるところ、割当対象者により申込みがなされた「引き受けようとする募集新株予約権の数(以下「引受個数」という。)」が、当該割当対象者に割当てる募集新株予約権の数より少ない場合は、当該割当対象者に割当てる募集新株予約権の数は、当然に引受個数まで減少されるものとする。

(14) その他

上記各号のほか、新株予約権に関して必要な一切の事項は代表取締役社長に一任する。

以上